

市報

とおがまち 10/10 October

編集／十日町市役所総務部総務課企画広報係(電話代7-3111番)・発行／毎月10日

□300号□

みんなの英知と汗とで...



市報発行300号記念号

- ◆克雪都市宣言・雪処理条例..... 2～5 P
- ◆市報300号発行記念座談会..... 6～7 P
- ◆みんなで考えよう国際障害者年..... 8～11 P
- ◆ふたつのコミュニティ施設竣工・水はいのち..... 12 P
- ◆地場産業振興センター愛称募集・技能五輪..... 13 P
- ◆公民館秋の催し・市展・市民芸能祭..... 14～15 P
- ◆停電・住民検診・インフルエンザ・児童手当..... 16 P

.....とじて保存してください.....



愛することから

克雪都市への主張と方針公表

克雪はふるさとを愛することからはじまる

世界一の雪の国十日町、それ以上雪の多い美しい雪の都、だがしかし雪の多いの苦難はまだ言語に絶するものがあります。

こうして雪、だが先人たちは雪に敗北しなかつたばかりか、雪によってすばらしいきまのを生み、雪を祭り、雪に祈って人々を愛してきました。

しかし現状は、なお屋根雪処理の一層の合理化にはじまり、道路交通の確保など、より住みやすい生活のために、雪にうちあがり、ただたかな心と知恵と力を傾け尽す必要があらわになりつづけています。そこで昭和五十六年の狂乱とも言うべき雪地獄に対する壮大な闘いを記念して「克雪はふるさとを愛することからはじまる」を旗印に、克雪都市実現の証明のためにはじまる、十日町市をいよいよの「克雪都市」にするべきことを願ひ、その主張と方針を公表いたします。

十日町市

五六豪雪の生々しい体験から

九月定例市議会で「克雪都市への主張と方針の公表」（克雪都市宣言）と「十日町市雪処理に関する条例」が議決された。この克雪都市宣言と雪処理条例は、五六豪雪の生々しい体験の中から生まれ、市と市民が協力し、ふるさとを愛し、雪にうちあがり、克雪都市を表現しようという願いがこめられています。

克雪都市宣言と雪処理条例の内容をご紹介します。

今年の豪雪は、観測史上例をみない異常さであり、今も市内のあちこちや人の心の中にさえ豪雪のツメ跡を残しています。

市では、かねがね「市と市民が一緒になって雪を克服するための条例」を制定したいと考えていきましたが、この異常豪雪の中で市民の一人一人が敢然と闘い、これを克服してきた体験も生々しいものがあり、国土庁が本年度の新規事業として全国二カ所で実施している克雪地域づくりモデル計画策定調査都市の指定を受け、雪克服のための総合計画の策定が進むなど内外ともに条例制定の機運が盛りあがっていました。

市民の願いと運動して

克雪都市宣言については、十日町市のユニークさと親しみやすさを考慮し、題名を「克雪都市への主張と方針の公表」とし、内容については、市民の願いに流れるふるさとを愛するという共通思想を盛り込み、克雪へ向かって市民の連帯意識の高揚を願ひ、厳しい表現の中にも诗情を忍ばせて、長く市民に親しまれるものをねらっています。

この宣言は、十日町市民に対して行われるはちろんですが、全国に向けて、雪国のイメージアップをはかるため美しい雪国よきよきも強調しています。また克雪地域づくりモデル計

「克雪都市への主張と方針の公表」（克雪都市宣言）は、一緒に議決された、十日町市雪処理に関する条例」と表裏一体の関係にあります。条例だけではなく、どうしても一定の形式があり、

地域が手をつないで克雪を



林 尾身一郎さん

去年はもちろん普通の年でも山間地から通勤している私達にとって、冬場は大変な努力と苦労が必要となります。しかし、逃げ出さずに青年団活動など、部落に住む者が一丸となってがんばってまいりました。

今回、鉢青年団で地域の小学生から高校生まで百六十人に、雪のアンケートをとったら、大部分が地域に残りたいと答えていました。ふるさとを愛し、地域が連帯して雪を克服し、雪の利用の面も考えたいものです。

画を策定するため、市内の千二百世帯にアンケート調査をした結果では、四十近く近くの人ができれば雪の降らない所に移りたいと答えています。そういう気持ちを取り除いていくためにも、未来に明るい希望を託し、ふるさとを愛する十日町市民一人一人の、したたかな心と知恵と力を傾け尽して雪に立ち向かう心意気をうたいあげています。克雪は、ふるさとを愛することからはじまる。克雪都市実現のための大きな第一歩です。

克雪はふるさとを

雪処理に関する 条例制定

克雪都市宣言と雪処理に関する条例は、表裏一体の関係にあり、宣言で基本的な思想をあらわし、条例で具体的な事例について定めてあります。

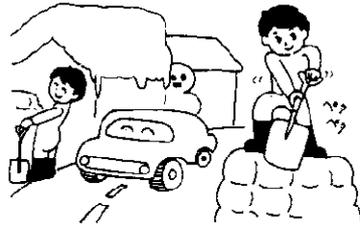
五六豪雪のさ中にも市民ぐるみで秩序だった雪処理をする条例の制定が必要ではないかという声が多く出され、また、六月に千二百世帯を対象に行ったアンケート調査でも克雪条例の制定は必要とし、項目では、「いっせいで雪下ろしなど雪下ろしの規制」「流雪溝や下水溝の使用規制」「市民ぐるみの除雪対策委員会の設置」などの条例化が特に望まれていました。

市と市民の仕事を明確に

雪処理条例は八条からできて



町内会で協力して



道路に落した雪は積みあげて



水はねに注意



流雪溝は下流のことも考えて

おり、制定の目的を、市と市民が互いに協力して、市民ぐるみで効率的な雪処理を行い、明るく住みよい雪国都市を築く、これに

そのために、市は、総合的な除雪計画を作成し、円滑な除雪を実施しなければならぬとし、市民は、その計画推進のため町内会や地域の自治組織を通じて協力しあい、自主的な除雪対策を実施するように求めるなど、市と市民の責任の分担を明確にしています。

道路交通確保のために

冬期間の道路は生命の道です。その道路を安全に確保するために、特に三項目の協力を求めています。

一つは、除雪道路に雪をみだりに捨てないこと。もしやむを得ず捨てた場合でも道路わきに積みあげるなど適切な措置をとること。二つめは、車を運転する場合は、水のはね上げ防止など歩行者の支障にならないように十分注意すること。三つめが通勤などのマイカーの自衛です。

水のはねあげは、道路交通法でも規制してありますが、条例にも盛りこんだのは、日常茶飯事に起こるため取り締まりの対象になりやすく歩行者の泣き寝入りへのケースが多いため、条例に一項目入れることによって一層の注意をお願いしたということです。路上駐車については、道交法に明確な規定があるため

水上り防止のために

今冬も、未上十一件、未下三十八件の浸水事故がありました。

克雪都市への第一歩は 流雪溝網の整備



加賀赤鷹町 根津佐太郎さん

住宅密集地に住む私達にとっ

が、河川や流雪溝、用水路などに排雪する場合は、下流のこと

建築物にも配慮を

道路除雪の最大の障害は、道路に落された屋根雪の除雪です。住宅や車庫、へいなどを建築する場合には、雪処理空間を確保するなど、道路除雪の障害にならないように配慮するとともに、第三者に対しても障害にならないように求めています。

地下水の有効利用

昨年度、通産省が行った地下水調査では、市街地ではすでに冬期間日量三万二千立方メートルも安全揚水量を超えて取水されていると報告されており、雪処理にあたっては、地下水などの資源は有限であることを考えて、常に無駄をはぶき、有効利用に努めようと呼びかけています。

て、屋根雪の処理は頭の痛い問題です。道路には下ろしたくないのですがやむを得ず下ろして車を使えなくしているわけです。一日も早く、きちんとした流雪溝網を整備し、まち中の雪を一掃しない限り、克雪都市にはなりません。私達住民も、より一層の努力と協力が必要と思いますが、市や国での抜本的な対策を強力に進めてもらいたいと思います。

勧告と禁止

この条例には罰則規定はありません。市民の一人一人が住みよい雪国を作るために協力し、手をつないで行こうではないかという考えで貫かれています。しかし、つぎのような場合には勧告と禁止をし、協力を求めることにしています。除雪道路に、みだりに雪が投げ出されて交通の障害になっていたり、河川などへの非雪が適当でなく被害が予想されるときには、その当事者に適切な措置をとるように勧告し、必要に応じて、土木事務所などの関係機関と協議しながら、区域ごときを定めて、道路や河川への排雪を禁止することとしています。

この条例は、雪処理に苦しむ市民の知恵が生み出したものです。それだけに、チョッとした心遣いで市民の条例を守り、雪国の冬を明るく過ごしたいものです。

「今の所に一生住みたい」は四十三・八%

今住んでいる所に住み続けたいかとの問いに対しての回答は⑥表のようになり、今の所に一生住みたいが四十二・八%に対して、できれば雪の降らない所へ移りたいが三十七・四%を占め、これにすぐにも雪の降らない所へ移りたい四・一%を加えると四十一・五%とほぼ対等な数字を示している。これは、今冬の豪雪がすさまじかったことが如表に数字となって表われ

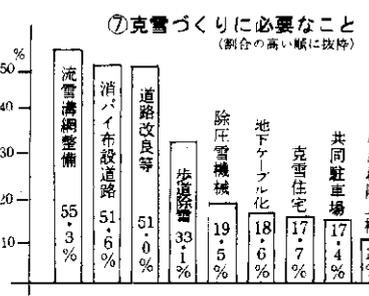
⑥定住希望 (%)

	今の所に住みたい	できれば雪の降らない所へ移りたい	すぐにも雪の降らない所へ移りたい	その他	不明
市街地	37.5	4.9	41.0	3.0	12.5
市周農地	37.1	4.4	39.3	8.9	9.6
山間地	54.8	2.6	32.7	5.5	3.9
山間地	47.5	3.9	33.0	14.6	1.0
全体	43.8	4.1	37.4	5.5	8.4

克雪シンボルマーク募集受付中

市報九月二十五日号でお知らせしたとおり、「克雪都市宣言」の趣旨を広く市民に周知し、克雪について市民の連帯意識の高揚をはかるため「克雪シンボルマーク」を募集しています。大きさは十センチ四方の枠内にお

さまるもの。
色数 地色を含めて三色以内
締切り 十月三十一日
応募先 十日町役所市民生活課環境係(番七-三二-一)番内(線二二六)
賞 入選一点 賞金二万円
 佳住二点 賞金五千元
詳細は市報九月二十五日号をごらんください。



たと見るべきでしょう。ブロック別では、農村地域で一生住み続けたが一番多かったのに対して、市街地では移りたいが多数なのが特徴的です。そして、日常生活で不便に感じたこととしては、やはり屋根の雪おろしが七十四・八%と多く、つづいて家のまわりの雪処理が六十一・六%、自宅周辺の道路除排雪が五十九・一%と続いています。ブロック別で特徴

雪とのたたかい 記録'56/豪雪の十日町

— 12月上旬発刊予定

昭和20年以来最高となった今冬の異常豪雪に対して、市民総ぐるみで闘った記録を残すため、市で編集委員を委嘱し、市民の皆さんから体験・提言及び写真などについてご協力をいただいた「雪とのたたかい、記録'56/豪雪の十日町」の編集作業が進んでいます。発行予定時期は12月上旬で、価格は1冊2,500円の予定です。10月25日号の市報とともに各町内に購入予約の用紙を配付しますので、ぜひともお買い求めください。

事業所アンケート調査

事業所アンケート調査は、市内の事業所を業種別に分類して百五十を無作為抽出し、郵送によって調査を行い、回収数は百三事業所(回収率六十八・七%)となりました。

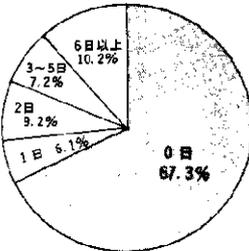
まず、今冬の雪による休業の状況では、⑧のグラフのように休業しなかった事業所が三分の二を占めたものの、逆に六日以上休業が十二・二%ありました。そして、従業員の出勤状況を

必要な数字がでたのは、山間地における通院等医療関係の不便さで、三十五・九%を示しました。

地域によって 必要なことに差が

克雪地域づくりに進めるために、地域で必要なこととしては、⑦表のように、流雪溝の整備、消雪パイプ布設道路の整備、道路改良等整備がきわだたて多くなっています。ブロック別の必要なこととしては、市街地では

⑧雪のため休業した日数



夏期と比較すると、多少悪くなったが四十九%、悪かったが三十二・三%となり、交通状況の悪化が影響しているものとみら

流雪溝(七十一・六%)、消雪パイプ(四十九・八%)、市街周辺では消雪パイプ(六十三・七%)、流雪溝(五十四・一%)、農村地域では道路改良(六十一・三%)、消雪パイプ(五十九・二%)、山間地では道路改良(八十四・五%)、なだれ防止柵等防雪施設の整備(六十八・九%)、除圧雪機機の整備(五十一・五%)となっており、地域によって必要な施設にいろいろがみられ、現況がうかがえます。

⑨駐車場の確保状況 (件)

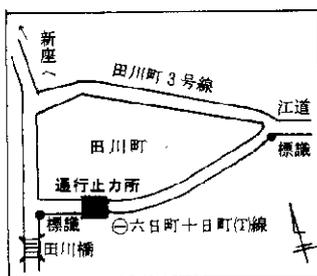
	来客用	従業員用	※客・従業員兼用
確保できた	6	4	6
だいたい確保できた	19	14	19
あまり確保できなかった	10	14	14
ほとんど確保できなかった	11	13	10
確保できなかった	10	11	17

れます。この対策として雪おろし等の特別休暇(三十九件)勤務時間の短縮・変更(三十件)宿舎の確保(十五件)などを講じています。

さらに、駐車場の確保状況は⑨表のとおりであり、これを含めた百三事業所の平均除雪費は百三十五万円、平均暖房費は四十七万円にのぼっています。このため、事業所活動の支障があることとして除雪費の増加(七十八・六%)、施設維持管理費増(五十四・四%)、売上低下(五十五・五%)等となっています。

交通規制のお知らせ

一般県道六日町十日町停車場線の田川町地内で、横断溝渠入替えのため車両交通止めになりますのでお知らせします。
●期間 十月十二日(月)〜十一月十二日(木)まで(終日)
●迂回路 普通車以下は市道田川町三号線。大型車はなし。



流雪溝の整備(回収者の七十七%)、道路の無雪化(二十%)、税金の控除(十九%)などとなっています。

雪の利用

雪を貯留するダムを建設して、夏期の水不足や、農業用水、防火用水として利用する。夏期まで保存して、冷房などに利用するための研究を。雪まつりの日数を長くして、十日町が豪雪地であること全国的に宣伝し、雪と織物によって観光客の誘致をはかる。雪の重さを化学的に研究し、産業として活用する。健康と体力増進のためカシキキによる道踏み、しみわたり等々、自然を利用すること。広い土地に雪を集中排雪して大きな山をつくり、ミニスキー場として利用する。

雪の利用の面では、スキー場の建設(三十八%)が最も多く、きものと雪を生かした観光化、ダム建設と水利用、天然冷蔵庫として利用等がだされました。

市報300号発行記念座談会

市報と市民参加の市づくりと

市と市民のかけ橋に

昭和三十一年五月に「市報とおかまち」第一号が発行されてから、今月号でちょうど三百号になります。創刊の言葉で当時の山口市長は「市政は市民の総意に基づいて行わなければならない。その為には、お互いが良好理解の上に立って仕事を進めてゆくことが大切で、ここに市政だよりを発刊する」と述べています。市民参加の市政の中で、市報三百号が、真に、市と市民のかけ橋になっていったか。これからの方向は、などを市民を代表して地元在住の新聞記者の皆さんに語ってもらいましょう。

司会 昭和三十一年五月に市報が発行されて以来、今月号で三百号になる。今日は地元在住の記者の皆さんから「市民参加の市政と広報・広聴」というテーマでお話し合いをお願いしたい。

市長 市制施行の二年後に第一号がでて以来二十五年になり、市報の歴史はそのまま市政の歴史でもある。行政と市民を結び、知ってもらい、フィードバ



市内(十日町新聞) 市報とお知らせ版で月二回広報して、逆に、地区広聴会や市民と語る日です。いあげ、次の施策に反映させるといふ広報・広聴

ックしてまた知ることができるとなるものだ。その活動が、市民の協力を得て年々充実し発展していることは嬉しいことだ。

小池(新潟日報) 広報紙を参考に記事にすることもありますが、少いスタッフで足まめによく回っているのではないかと。

渡辺(サンケイ新聞) 親しみやすい、見やすい。お知らせ版も七十一号出ているのはよく読まれているのでは。

村山(週報十日町) 広報は、今の市政の動きを市民に知ってもらうというサービス活動の一つなのだから、取材費をかけたても良い広報紙を作った方が良いのではないかと。

活動システムの基本が忠実に実行されている。市報のネックは無料で配られているため、よほど、親しみやすく、町中の話題をこまめに拾わないと婦人層や若年層には読んでもらえない。

足まめに生の声を

司会 昭和五十年に市からのお知らせを、市報とお知らせ版にまとめたので、市報を見てもらうなにと市政に参加できないようになっている。

小池 お知らせ版はメリットがある。美用的で細かなものはお知らせ版に載せて、市報ではテーマ別の企画記事が組まれていて相補っており良い方法だ。

市長 市報は、皆さんの新聞と違い、マスコミ人の主張・気骨、分析等を入れてはいけない分野だから、どうしても項目の列にならず、新聞のもつている楽しさがない。そこに市報のやさしさがありむずかしさがある。

森本(十日町タイムス) 本来の広報活動は、広聴会でやっているように生の声に直接ふれてそれに直接答えてゆくこととだが、現実問題としてそれはできないので広報紙がでてくる。広報が、その生の声にどれだけ近づけるかというのが課題だ。

十日町の広報の良い所は、市民



小池記者



村山記者



清水記者

座談会出席者

- ◎小池 啓 (新潟日報社十日町支局長)
- ◎清水 理 (読売新聞社十日町通信部記者)
- ◎村山 武 (週報十日町社々長)
- ◎森本忠彦 (十日町タイムス社編集長)
- ◎山内正胤 (十日町新聞社編集長)
- ◎渡辺富治 (サンケイ新聞社十日町通信部記者)
- ◎諸里市長
- ◎司会 本田総務部長

市外の人にも市報を

ある。美用的で細かなものはお知らせ版に載せて、市報ではテーマ別の企画記事が組まれていて相補っており良い方法だ。

市長 市報は、皆さんの新聞と違い、マスコミ人の主張・気骨、分析等を入れてはいけない分野だから、どうしても項目の列にならず、新聞のもつている楽しさがない。そこに市報のやさしさがありむずかしさがある。

森本(十日町タイムス) 本来の広報活動は、広聴会でやっているように生の声に直接ふれてそれに直接答えてゆくこととだが、現実問題としてそれはできないので広報紙がでてくる。広報が、その生の声にどれだけ近づけるかというのが課題だ。

十日町の広報の良い所は、市民

のボランティアを頼んで市民参加で作っていることだ。それがともすればお役所的で読んでもらえないという問題を解決し、どんな企画をたてるかということまでできている。これは強い。

市長 先回の身障者との市民と語る日に、市外の身障施設に入所している人にも市報を送って欲しいという要望があったが、これからの地方の時代は、ふるさとを愛するとか隣人愛とかが基本になるので、市報で市民に知らせるだけではなく、市外に出ても十日町を思う人達にも市報を活用してゆくことが考えられるのではないかと。

山内 他の市町村には、日本各地で活躍している郷土出身の人に送っているところもある。

清水(読売新聞) 小千谷市では、一昨年から小千谷駅に市報を置いてある。だいぶ反応があったようだし、今も続けている。

紙面への読者参加で 市民とのキャッチボール

司会 今、内部では、お知らせ版をなくして、月二回の市報発行にするか研究しているのだが。山内 わけなくとも、読む方で見出しを見て選択する。より充実するには市報にお知らせを盛り込むのが良いのではないかと。森本 市報だけでなく、お知らせ版でカバーしているところから市の広報のキメの細かさを感じる。

市報は通達 ではない

渡辺 昔、都市計画の用途地域の変更をするときに、市民が市報を読んでいないで大騒ぎになったことがある。どれだけ市報を、市民が自分のものとして読んでいるのか。
市長 渡辺さんのご意見は示唆



森本記者



諸里市長

に含むものがある。市は市報に載せたから、あまねく市民に知らせたと思いい、一方市民は、直接に知らされていないので、公式に知らされたとは受けとめていないというズレがでてくることもあるのではないかと。

森本 市報は通達というような形をとっていない。お知らせという住民サービスの域を出れないのではないかと。
市長 市は市報に出したのだから、読んでいない市民が悪いのだというにはならない。

小池 今のことは大事な問題だ。市報を八割ぐらいの市民が読んでいないかも知れないが、こちらで伝えたいことが完全に相手に伝わっているとは言えない。基本的には市報は補足的な面しか使えないのではないかと。

情報文化の レベルは高い

村山 他市町村と比べたら、織物産地の情報文化としてつちかわれたものは抜きでている。小池 地域的にみてここは、マスコミの利用の仕方はうまい所だ。反面、取材先でけんがしたこともあるのだが、ニュースを教えたなら当然記事にするもの

というところもある。記事にするかどうかの判断はこちらでするものなのには。
市長 マスコミの利用がうまいとか下手だとかいうことではなく、十日町の場合にはそれがひとつの文化になっている。それは、十日町人が、長い間織物産業を基幹としてきて、宣伝や広報の重要性を認識し、長い歴史の中で、シャープな感覚をつちかてきたものだ。

小池 たしかに場慣れしている。



市報への注文は

司会 市報への注文などについても。
森本 市報が分かりやすい文章を使い、目でみて分かりやすいようになっているのには、お役所を出している文書には、まだまだ昔のお役所的な面があって、そのノウハウが反映されていない。全庁的に対応すべきだ。

渡辺 十日町の人になりまし



山内記者

た」という遠方から十日町に嫁いできた人を紹介するシリーズがあるが、あのようなまらの話題になるような記事の発掘が常に必要なのではないかと。
村山 市報の記事は、あまり内容を細かに書く必要はないのではないかと。苗場山麓や地場産業振興センターの記事を細かにとりあげていたが、それよりも、写真とかグラフ、イラストを多く使って、サッと見てわかるような目でみる広報というような編集をしたほうがいい。

小池 村山さんの意見に賛成だが、一人の読者として市報を見るともうすこし知りたいという記事もあり、小見出しのつけ方などの編集の技術によってかなりの面がカバーできる。
清水 新聞の一面には、その号で読んでもらいたい記事の紹介があるが、市報にはそれが無い。表紙に取り入れたら良いのではないかと。それと、お知らせ版には、お知らせ記事が独立して載

っているが、カンデー方式にして場所と時間ぐらいを入れて一覧表にしたらどうか。版の大きさもA四版よりもB五版の方が読みやすいようだ。



司会 本田部長

見せるページ を多く

渡辺 今年全国一位になった糸魚川の広報を見たが、十日町のものもそんな色なかった。ただ、十日町のは読ませる記事が多くて見せる記事がすくなかった。もうすこし見せるページを多くして、もし読ませるのなら「十日町の人になりました」のような、相手との距離が近づくような親しみやすいものがいい。
森本 それとページが厚すぎる最後のまで目を通さない。厚くすればするほど読まなくなる。
市長 昔、新聞記者をした経験から言うと、市民サイドに立って、記事は短かく見出しはきれいに、カコミものをうまくページに配置して、編集とレイアウトにもうひと工夫をということろか。

山内 我々の新聞でも読者参加というふうなものをやりたいがなかなかむずかしい。市民を紙面の中に引っ張りあげ、行政と

市民とのキャッチボールをどれだけやれるかが課題だろう。
村山 勿論市民の紙面登場も大事だが、市報の性格から、行政側の市民に分ってもらいたいことを第一義とする姿勢が必要だ。
森本 今の市報はタウン紙的中立的でカラーを入れない編集をしている。市政には、担当市長のカラーがあるはずで、そのカラーを広報紙は反映すべきだ。中立化した編集がカラーある行政のカラーを無くしているのではないかと。

お知らせ・政策・ まちの話題の順で

司会 現在の市報のウエイトは、第一にお知らせ、二番目に市の政策、三番目に市報の記事がまちの話題になるようなアットホームなもの、の順に編集している。
小池 テーマ別の編集、特集は良いと思う。総じて言えるのは固い言葉でなくやわらかい言葉で、抽象的な言葉でなく具体的な言葉にかみくだき、その問題の持っている核心を切ってゆくということではないだろうか。

司会 どうもありがとうございます。二十五号、三百号をへて、市民の市報としてよりよい広報紙にしたいと思っています。
最後に、心よく取材にご協力いただいた市民の皆さんに厚くお礼申し上げます。これからもよろしくお願いたします。

歩いてみよう市街地を

小島さん一時間体験記



目の不自由な人にとって街を歩くのはたいへん危険なことです。市内には百八名の視覚障害者がいますが、介添人といっしょでなければ街を歩かないのが原則です。しかし、半盲の人を含めて仕事などのため街を歩く機会も多くあり、街のしくみも障害者の側から考える必要があります。

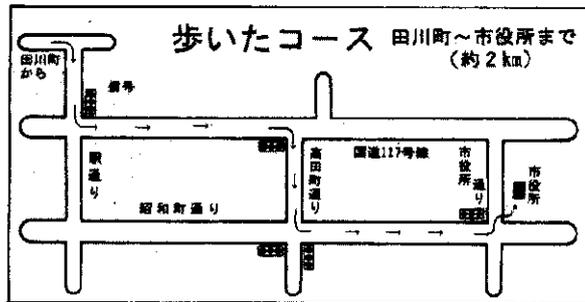
十日町市街地は目の不自由な人にとってどうなのでしょう。小島国彦さん（田川町三）とともに、危険力所を手チェックしてみました。



① 白い杖で道ぞいに歩く。道の目印があると歩きやすい。



④ 本町通りには、いくつか盲人のための施設があります。



イラスト／広報協力員 鈴木蘭

⑧ 中心街では、点字ブロックや盲人用信号が整備されており、盲人のかたはたいへんこれをあてています。盲人用信号の近くで音楽を流したり、点字ブロックの近くに障害物を置いたりしないこと。

さらに⑨の高低差の所はガードフェンスなどなんらかの対策が必要です。これらの施設整備とともに、目の不自由な人をみたら「小さな親切」をお願いします。



⑧ 今日は福祉事務所に「声の市報」を返しにきました。

⑦ 市役所正面玄関に何らかの表示を。

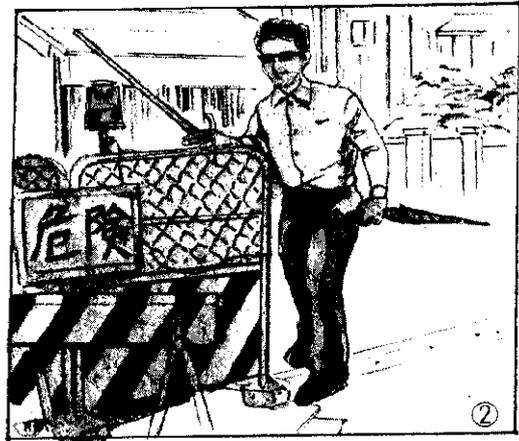


声と手でボランテニア

んのは、をしかか止つ思第



③ 方角をまちがった時、声をかけて手をかしてくれた親切な女性



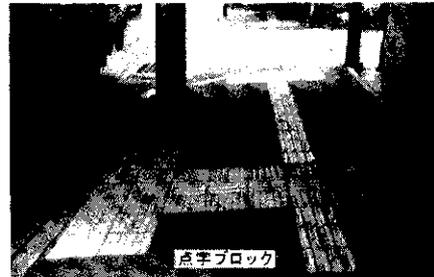
② 道路工事中。工事監督が指示してくれるか、発信機・歩道の確保が必要なのは……



⑤ 路上駐車は目の不自由な人にとっても非常に危険。



⑥ 歩道と車道に段差があったり、地面との高低差があると歩きにくい。



点字ブロック



盲人用信号

① スター側溝な

新潟白菊会に参加を

米

新潟白菊会は、天寿を全うした後自分の遺体を医学教育に捧げること、献体を生前から約束した人々の集まりです。明日の医・歯学の発展をになう医師の育成のため、新潟白菊会の献体運動に参加して下さることを求めています。

問い合わせは新潟白菊会（☎〇二五二二三一六一番）へ。

リウマチ友の会秋の親睦会に参加を

リウマチ友の会十日町支部では、十月十八日（午前十時～午後三時）に四ツ宮荘で秋の親睦会を開きます。冬に向かってお互いの経験を交換しながら、少しでもすこしやすくなるよう話し合います。

出席はお気軽に小海清（☎二二三二三五番）まで連絡ください。



点訳講習会を開催～明窓会～

点訳奉仕グループ明窓会（中村まさを会長会員20名）では都市盲人福祉協会とともに、10月4日商工福祉会館で点訳講習会を開催、45名が参加しました。山本安光さん（新潟県点字図書館）を講師に招き、点字表の見方を習ったあと実際に点字器で文字を打ち、点字の基礎を確かめました。

明窓会では、点字カレンダーや盲人芸誌の作成を行っており、公民館（第1日曜、第3火曜）で例会を行っています。連絡は小杉（☎7-3111番内線239）まで。

朗読するときは時計を止めて

長谷川キミ子（千代田町）

長谷川さんは朗読奉仕会（会員10名）の会長。同会、盲人のために市報や小説をテープに吹き込み声の奉仕をしています。手描き友禅の仕事をなさっており、録音するのは夜おそくなってから。少しでも良い音をと時間めて朗読すること。「雪と雲の歌」の録音を完了し、本の取組んでいます。ボランティアはたいへん、わずかに気軽にお手伝いするという気持で例会（公民館1、3水曜）においでくださいと話していました。



社会参加をぼくはする……

～佐野正明さん(田中町西)の日常生活の中から～

脳性小児マヒ一手足が不自由になり自らの力で歩くことはもちろん立つことさえできない。そんな健常者とのハンディを、日頃の生活の中から克服しようと、物事全てについて一生懸命頑張っているのが、市田中町西に住む佐野正明さん(31歳)です。

国際障害者年のテーマ“完全参加と平等”とうたわれている今日で、障害者自身がその実践にたゆまない努力をしている事例は多くあるかも知れませんが、“自分に負けるのが嫌で積極的に外に出る。”という努力を完全な社会参加という面から佐野さん自身が考え、それを実践している点を、健常者、身体障害者を問わずみんなで考えるということが大切なのです。

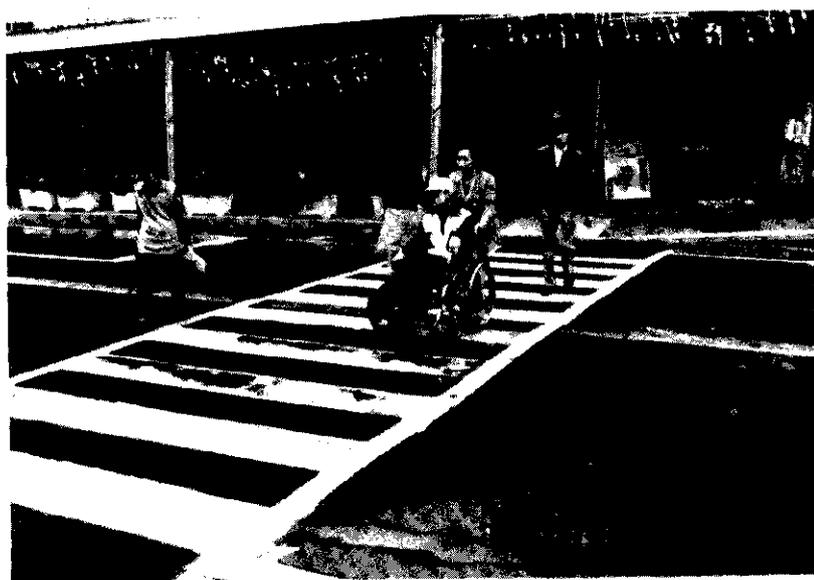
横断歩道でのぼくは

佐野正明

横断歩道に
みこりいす
ぼくは 車いす
「向こうまでつれて行ってください」
とお願いをした
男子の 女の 学生さん 赤ん坊のり
みんち りいんば かり
いかに 一つせすに
車いすの後ろに 回って くれた
健康な人であれば
救助せよれば
向こう側まで 歩いてしま
ぼくには それが
出来ない
ぼんの一瞬の
出会い
そして
「ありがとう ございまして」



レコード鑑賞、将棋など多くの趣味をもつ佐野さん。なかでも版画をするのは大好き、渾身の力をこめて大作に挑む。



「お願いします」という言葉が最初は出せなかったといいます。しかし今は町の人とのそんな会話の中から「楽しさ、をも感じるという。」

岩野山球場



下条岩野地内に建設中の岩野山球場(仮称)が十月四日竣工しました。総面積、一万八千平方メートル、総工費約三千万円を投じて、バック



川ノ山鉄夫さん
小宮山鉄夫さん

地域の若者達が熟望していた球場ができました。市内随一のこのグラウンドを、野球だけでなく、広く地域の人が集まるスポーツの広場として活用したいし、レベルの高い高校野球の試合も誘致したいものです。

西部会館



五月に着工された十日町市西部会館(木造二階建、四百九十五・八二平方メートル)が、千代田町内に完成。



西田要蔵さん
本田要蔵さん

この地には、十日町の市街地でも、新しく住みついた人たちが多く、地域のまとまりという点で問題を抱えていた今までの施設を拠点にして、より地域発展のために、活用してほきたいと思えます。

ふたつのコミュニティー施設が竣工

九月二十六日、地域住民・関係者多数が出席して竣工式が行われ、今後の地域振興の拠点として活用されることになりました。

移動市民と語る日 下条地区で



十月一日、今年最後の移動市民と語る日は、下条地区で行われ、七組十八人が参加しました。出された問題は、道路関係がほとんどで各地の一番の地域課題は、依然として道路のようです。

地区内の道路改良を 岩野部落

新設された野球場に通ずる道路の改良舗装と、旧道から一一七号線に通ずる道路の飯山線との立体交差を。野球場に通ずる市道は、今年改良した部分は、来年舗装し、その先も考えています。飯山線との立体交差は、旧善光寺街道の改良舗装にあわせて考えます。この道路は必要だと思っ

水は体のうち

地下水 (2)

地下水は大地の一部。地下水は、地下をゆるやかに流れながら、大地を潤おし、地盤のクッションやスプリングの役目をしながら、大地を支えるという大変な機能を持っています。

流出により河川の流れを保ちながら、河川としての働きをしています。



56年4月、博備線わきに設置された地下水の観測井(150m)

私達の住む地盤は、岩石や土砂等の固体と、地下水等の液体及び空気等の気体で構成されており、地下水は、水資源としてだけでなく、地殻を構成する要素の一つであるとともに、地中の水分は、微生物を生育し、土壌を作り、作物を育成し、生態系に影響を及ぼしており、環境を構成している重要な要素の一つでもあります。

河川の流量と、地下水は、相互依存の関係にあり、どちらが減少しても、私達に与える影響は、きわめて重大であり、河川法のなかでも、河川管理計画に当っては、地下水位の維持を、考慮する事が定められています。

地下水の特性。今までに記述したなかから、地下水の主な特性をひるえば、次の三つがあげられます。(一) 循環する水のなかで、他の水と比べ、極端にその速度が遅い。このことは、地下水に与えた影響に対する答えがかなり遅れて出る事を意味しており、その対策を遅れさせる原因ともなっています。(二) 広い地域に影響を持っている。地下水は、地質の構造や分布によって、貯えられており、その場所場所だけの問題としては処理できない性質です。

シリーズ No. 7

川治西部地区地籍調査の 成果閲覧を行います

市では、昨年度国土調査事業による細部測量を実施した大字川治(乙、丙、丁を含む)、大字北新田、大字高山の地域についてつぎのとおり公告し、その成果を閲覧していただきます。

関係所有者のみなさんは、都合の良い日に閲覧ください。閲覧の結果、調査及び測量に誤りや訂正力所がある場合は、異議申し立てをしてください。

なお、閲覧期間中でなければ異議申し立てはできませんのでぜひとも閲覧をお願いします。

閲覧期間 十月五日(月)～十月二十九日(土) 土曜日午後、日曜日、

祭日を除きます) 午前八時半～午後五時まで

閲覧場所 十日町市役所財政課 持参するもの 印鑑、地籍調査表

なお、問い合わせは市・財政課 国土調査係(番七―三二―一 番内線二四〇)へ。

技能検定・技能五輪 地方大会を実施

新潟県職業能力開発協会では、県の委任を受けて、昭和五十六年度後期技能検定と技能五輪地方大会を行います。

一級と二級と単一等級にわかれ実技試験と学科試験があります。この実技試験にあわせて、県技能競技大会と技能五輪地方大会を行い、技能五輪地方大会の優秀者は県代表として全国大会出場の見込みが受けられます。技能検定申込み要項 受検申請受付 十月八日～十月二十七日まで 申請申込先 新潟県職業能力開発協会(新潟市川岸町一丁目四八―八まるえビル三階)に申請書を郵送してください。申請書 十日町高等職業訓練校(本町六丁目 番二―三八〇 番)にあります。なお、検定種目・手数料等の詳細については、十日町高等職業訓練校に問い合わせください。

愛称を募集

市報7月10日号でもお知らせしたとおり、昭和58年3月完成をめざして、地場産業振興センターの工事が進められていますが、同センターが、市民



の皆さんに親しみのあるものにするためつぎの要項で愛称を募集します。

◎応募規定

1. 愛称 親しみのある愛称であること。
2. 応募要件 ①市内及び中魚沼・南魚沼郡の各町村及び松代町、松之山町に住所のある人。
②1人いくつでも結構ですが、官製はがき1枚に愛称ひとつと、住所、氏名、年齢、電話番号をお書きください。
3. 応募締切り 10月31日(土)
4. 応募先 十日町市千歳町3丁目3番地十日町市役所内 地場産業振興センター事務局
5. 審査 地場産業振興センター運営委員
6. 賞金 入選 1点 3万円
佳作 2点 5千円(1点につき)
7. 発表 市報とおかまち及び地方紙

違反建築物一斉公開パトロール

十日町土木事務所及び市では、十月十一日から十七日までの違反建築防正週間にちなみ、つぎのとおり建築相談所の開設や違反建築物公開パトロールなどを行います。●建築相談所を開設 とき 十月十二日(月)～十六日(金)(十四日は除く) 午前九時～午後三時まで ところ 十日町土木事務所(十日町総合庁舎内) 建築のことならなんでもご相談ください。

全国水問題シンポジウムへ参加を

全国水問題協議会では、第七回全国水問題シンポジウムを南魚沼郡湯沢町で開催します。テーマは清津川を舞台に、本川の信濃川を事例として「流域圏のあり方」「国立公園と開発・自然破壊」「観光と生活再建」などで市民の皆さんの参加を付けています。期日 十月二十九日(木)～十一月三十日(金) 会場 湯沢町勤労青少年センター(観光会館) 参加費 無料 申込締切り 十月二十二日 申込先 市総務課企画広報係(番七―三二―一 番) 報係(番七―三二―一 番)

中小企業退職金共済制度に加入を

中小企業においても、国の援助で退職金を支給する「中小企業退職金共済制度」が設けられています。中小企業の事業主の方々が、この制度を利用して充実した退職金制度を確立されるようおすすめします。この共済制度は、①常用労働者を対象とする「一般退職金共済制度」②期間雇用者が多い建設労働者や清酒製造業労働者を対象とする「特定業種退職金共済制度」の二本立てです。●制度の特色 ①国の制度で、退職金額に国庫補助金がつき、安全、確実で手続きは簡単です。

加入促進強化月間

建設業退職金共済制度は、建設現場で働く人たちのための制度です。この制度への加入により、現場作業員が、全国どこにいても、いつ働いても、働いた日数分の掛金が全部通算され、

新潟県最低賃金

新潟県内に働くすべての労働者に適用する新潟県最低賃金がつぎのとおり改正されました。

1日 **2,896円** (ただし時間給労働者は1時間 362円) 効力発生日 10月12日

このように、建設業の事業主が協力しあう制度ですので、事業主のみならず、労働者も加入することが先決となります。●加入できる事業主 常時雇用する従業員数が三百人以下または資本金が一億以下、建設業の中小企業者として、作業員は中小企業だけに雇用されるわけではないため、すべての建設業の事業主が加入できるようにしています。●加入申込み方法 県建設業協会内に建設業退職金共済組合の支部があり、「共済契約申込書」をそなえてあります。詳しくは労政事務所小出支所(番〇二五七九 二―一三一 番)へおたずねください。

芸術・文化・芸能の秋です!!

多彩な公民館の秋の催し物へ

The map shows the following locations and their associated events:

- 下条地区公民館 (☎5-2004)**
 - 文化祭 11月1日(日)
 - 午前9時～午後4時
 - 講座・作品展 (手芸・活花・写真・焼物)
 - 地区内愛好者作品展 (絵画・書)
 - バザー ●遊びの広場
 - 菊花展 (11月1日～3日)
- 中条地区公民館 (☎2-2748)**
 - 文化祭 11月7日～8日
 - 7日 午後1時～5時
 - 8日 午前9時～午後4時
 - 作品展(活花・手芸・やきもの) ●もちつき大会 ●ガラクタ市(やきもの)
 - 地区芸能祭
 - 11月3日(火)午後1時半～4時
 - 会場/中条小学校体育館
 - 民踊、民謡、詩吟、三味線など
- 中条地区公民館大井田分館 (☎7-1880)**
 - 文化祭 11月2日～3日
 - 午前9時～午後5時
 - 菊花、盆栽展 ●書道 ●写真展 ●バザー他
- 中条地区公民館新座分館 (☎7-6002)**
 - 文化祭 11月8日(日)
 - 午前9時～午後4時
 - 作品展(活花、盆栽、菊花、手芸) ●バザー
- 川治地区公民館 (☎2-2223)**
 - 文化祭 11月1日(日)
 - 午前9時～午後4時
 - 作品展(活花、やきもの、書道)
 - 小・中学生作品展 ●バザー(体育協会) ●不用品即売会(婦人会)
- 吉田地区公民館 (☎2-2874)**
 - 吉田地区交通安全芸能大会
 - 10月25日(日)
 - 午前10時～午後3時
 - 会場/吉田中学校体育館
 - 第1部(式典)講演会など
 - 第2部(アトラクション) 芸能発表
 - 民踊、民謡、詩吟、剣舞
 - コーラスほか
 - 小・中学生特別出演
 - 太鼓、ブラスバンド
- 六箇地区公民館 (☎2-5434)**
 - 文化祭 11月1日(日)
 - 午前9時～午後4時
 - 学習の成果発表展示 ●小学生の作品展 ●芸能発表 ●バザー(体育協会)
- 水沢地区公民館 (☎8-3101)**
 - 文化祭 11月1日(日)
 - 午前9時～午後3時半
 - 会場/水沢中学校
 - 展示部門 書道・盆栽・菊・活花・焼物・写真・書つけ
 - 芸能部門 民謡(謡)・詩吟・剣舞・カラオケ・合唱など
- 十日町市公民館 (☎7-5011)**
 - 第7回市民芸能祭(秋の部)
 - 市民会館ホール 入場無料
 - 剣詩舞と踊りの夕べ 10月16日(金)夜7時～
 - わかいしょのコンサート 10月20日(火)夜7時～
 - 唄と踊りの夕べ 10月23日(金)夜7時～
 - 郷土芸能と舞踊の祭典 10月30日(金)夜7時～
 - 新舞踊の夕べ 11月6日(金)夜7時～
 - 演劇の夕べ 11月15日(日)夜5時～
 - 文化祭 11月3日(火)午前9時～4時
 - 学級・講座の学習成果発表、展示 ●写真展 ●美術協会展 ●グループ展 ●バザー
 - 映画祭 11月28日(土)夜
 - 主催 青年学級映画評論コース

創立30周年記念

十日町市民合唱団コーラス リサイタル



ことしは30周年記念として、旧団員と現団員が合同で楽しいステージを企画しました。

- 日時 10月24日(土)
午後7時(開演)
- 会場 市民会館ホール
- 入場料 一般500円

妻有街道

あそびあそび大会

「昔、妻有の里から三国峠へ越えた道。その歴史を探りながらみんなで歩こう。」

- とき 10月25日(日)
- コース 市役所前～栲幡峠
- 参加費 大人千円、中高生500円以下無料
(昼食は持参してください)
- 申込 10月20日までに
市民体育館・六箇地区公民館へ



第7回 市民芸能祭 ～秋の部～

秋の一夜を市民芸能祭でお楽しみください

- 会場 市民会館ホール
 - 入場無料
 - 主催 十日町市公民館
☎7-5011番
- ※多数のご来場をお待ちしています。



期日	発表	発表団体
10/16(金) 夜7時～	剣詩舞と踊りの夕べ	十日町多賀仙会・寿会・喜泉会
10/20(火) 夜7時～	わかいしょのコンサート	青少年ホームギタークラブ・川治サンフレット・迦他呼
10/23(金) 夜7時～	唄と踊りの夕べ	鏡坂扇踊会・新座深雪会・鏡坂若葉会・中条民謡愛好会
10/30(金) 夜7時～	郷土芸能と舞踊の祭典	中条多賀仙会・若葉会・飛渡民謡愛好会・北新田若葉会・初美会・越路会
11/6(金) 夜7時～	新舞踊の夕べ	一葉会・高栄会・寿雪の会・美雪会・中平おたのしみ会
11/15(日) 夜5時～	演劇の夕べ	十高演劇クラブ・青年学級演劇コース・演観会

第十四回市美術展

第十四回市美術展が九日から十一日の三日間、市民会館を会場に開催されています。

今年度は百七十四人、二百二十六点が出品されましたが、四日に行われた審査会では、作品のレベルの高さに四人の審査員が賞讃の言葉を贈っていました。入賞者は次の皆さんです。

- 【第一部 日本画】
 - 市展賞「城之古残照」鳥谷良輔(栄町) ■奨励賞「残雪」二瓶虎太郎(昭和町三)
 - 佳作「静寂」樋口一幸(池沢)
 - 焼春「庭野政義(本町七)
 - 【第二部 洋画】
 - 市展賞「静かな村」春日敏夫(川西町) ■奨励賞「雪国の村」玉村三郎(妻有町西)
 - 「残雪」南雲進(川治上町)
 - 「白い道」村山邦好(田川町三)
 - 「港」蕪沢孝(広神村)
 - 「仁王門」村山峰雄(池之平)
 - 佳作賞「三人の子供」田中善男(四日町二)
 - 「子供の周囲」小宮山雅志(島)
 - 「残照」中島美世子(新座二)
 - 「寺泊の「コマ」大島活行(中里村)
 - 「静物」角山正(下条)
 - 「曇り」村山裕之(本町一)
 - 「朱い空」清水弘文(大和町)
 - 「照葉(てりは)」阿部貞子(本町六)
 - 「会津喜多方」羽
- 【第三部 新しい美術】
 - 市展賞「千渉」富沢正夫(中条)
 - 奨励賞「生命の樹」佐藤陽一(長岡市)
 - 「秋(男心またはハゼ釣り)」斎木文夫(宮下町東)
 - 佳作賞「マイスクリーン」青少年ホーム花道部「EGG CASE」桑原晴一(新座二)
 - 【第四部 彫塑】
 - 市展賞「ふみ子」桑原靖一(新座二)
 - 奨励賞「綾」柳好江(六箇山谷)
 - 佳作賞「萌子5歳」片桐静子(中条下町)
 - 【第五部 工芸】
 - 市展賞「花器」齊木広(宮下町東)
 - 奨励賞「深秋」大久保健(新座四)
 - 「アブストラクト81(鳥)」佐藤一久(中条峠)
 - 「マット七灰花入」桑原晴一(新座三)
 - 佳作賞「灰袖花器」堀田正(中条旭ヶ丘)
 - 「耳付花入」竹内富男(川治内後)
 - 「コタツ板」小杉元義(四日町二)
 - 「花入れ」雲谷沙代子(中条新田)
 - 【第六部 書道】
 - 市展賞「杜甫詩」阿部妙子(北新田三)
 - 奨励賞「和歌」清水キヨノ(北原)
 - 「短歌行」田村康雄(塩沢町)
 - 「般若心経」藤ノ木水規(中里村)
 - 佳作賞「許友詩」池田一雄(北原)
 - 「王鐸、行草書幅」石沢翠竹(津南町)
 - 「七言律詩(晏安寺)」宮静子(丸山町)
 - 「秋日偶成」庭野長五郎(本町七)
 - 「五言律詩(送友人)」高橋正平(妻有町東)
 - 【第七部 写真】
 - 市展賞「老婆」生越久雄(下条)
 - 奨励賞「本家の嫁」高橋憲一(高田町四)
 - 「陶酔」せきぐちかずあき(塩沢町)
 - 「夏の日」平賀重貴(塩沢町)
 - 佳作賞「オールド・レディ」小坂幸平(塩沢町西)
 - 「花の表情」関口芳文(本町六)
 - 「花火まつり」池田健一(梅沢)
 - 「祭の夜」斎藤久治(塩沢町)
 - 「霧の山」青野栄(六日町)
 - 「春宵」田辺千勝(塩沢町)
 - 「普医院」斎藤代江子(塩沢町)

出品点	数
第1部 日本画	15点
第2部 洋画	62点
第3部 新しい美術	13点
第4部 彫刻	9点
第5部 工芸	23点
第6部 書道	34点
第7部 写真	70点

10/9・10・11

胸部レントゲン間接撮影・成人病検診日程

Table with columns: 期日, 検診時間, 会場名, 対象地区. Rows include dates from 10月26日 to 10月30日 and locations like 東下組, 生活改善センター, etc.

インフルエンザ予防接種日程

Table with columns: 地区名, 一回目, 二回目, 時間, 会場. Rows include 中条小学校, 十日町地区, etc.

● 接種者は健康管理に十分注意してください。
○ 接種当日の朝は体温測定を忘れずに。
○ 母子健康手帳・印かんを忘れずに持参してください。

児童手当 受給者の皆さんへ

十月期分(六月、九月分)の児童手当が十月九日頃皆さんの口座に振込まれていきます。

ふるさとの旬の料理 ⑦

秋茄子の丸煮
材料(4人分) 茄子1kg, だし1.5C, 砂糖150g, 味噌C, 油C
調理法 ①茄子はヘタを取って一夜あくめきをする。②深鍋にだし、①の茄子を入れ調味料を加えて火にかけ煮立ったら落しおがたをして弱火にし、茄子にしわが出来たら茄子を取り出し、汁を煮つめ茄子の上にかかめる。

めんとり大根金平
材料(4人分) めんとり大根300g, 油大2, 砂糖大1, 醤油大1.5, だしC
調理法 ①大根を1.5cm位に輪切りにしてめんとり乍ら皮をむき、やわらかに茹でる。②分量の油を熱し①を炒めだし汁を加え砂糖、醤油で味付け汁がなくなるまで煮含める。



羽根川荘十一月一日休館
六箇地区文化祭のため、十一月一日は、老人福祉センター羽根川荘を全館使用します。

補聴器相談会を開催
市社会福祉事務所では、補聴器の相談会を実施します。

停電のお知らせ
十月二十九日(木) 午後一時〜午後四時まで 春日町一、二、三丁目各一部

市報第三百号をお届けします。市民の皆さんの協力によって二十五年間発行し続けることができました。市報の編集のため、写真とイラストに民間の広報協力員をお願いしています。